

60条証明申請について

1 「60条証明」とは？

○都市計画法施行規則第60条による、建築計画の都市計画法適合性を証する書面

建築確認申請をする場合に、当該計画が都市計画法の規定に適合していることの確認として、建築確認申請先から「60条証明」の添付を求められることがあります。

※「60条証明」の添付の要否については、建築確認申請先にご確認ください。

2 「60条証明」の交付が必要な場合

交付が必要な場合は、以下の書類を建築指導課開発指導係までご提出下さい。

書類名（※①以外は各1部提出）	記載内容等
① 開発行為又は建築等に関する証明願 〔様式A30〕	<u>原本2部</u> 提出（様式は鹿沼市HP参照）
委任状〔任意様式〕 ② ※手続きを代理人に委任する場合 ※委任者の押印必要	土地の所在、代理人氏名・連絡先 等
③ 理由書〔任意様式〕	例：老朽化により建替えを要する 等
④ 土地所有者の同意書〔任意様式〕 ※建築主と土地所有者が異なる場合	建築主の建築行為について、土地所有者の同意があることを示す書面（売買契約書の写しでも可）
⑤ 土地登記事項証明書	申請以前3ヶ月以内のもの（原本）
⑥ 建築物の適法性を証する書面 ※ <u>市街化調整区域の場合</u> に提出	開発許可番号、農業従事者証明、非農地証明、線引き前建築物確認書類 等（別紙「市街化調整区域における既存建築物の適法性確認について」参照）
⑦ 案内図	申請地の位置、縮尺、方位 等
⑧ 現況図・配置図（1/500以上）	縮尺、方位、申請地及び付近の土地利用の状況、建築物及び工作物の配置、道路（種別・名称・幅員等） 等
⑨ 公図写し	申請時以前3ヶ月以内のもの（原本） 転写年月日、転写者の氏名・押印 申請地を赤線で囲うこと
⑩ 求積図（1/1000以上）	実測図による三斜法又は座標計算
⑪ 建築物の平面図・立面図（1/200以上）	方位、縮尺、建築・延床面積及び計算式 立面図は東西南北方向で四面表示、最高の高さを記載
⑫ その他市長が必要と認める書類	申請内容に応じて、追加で添付書類等を求めることがあります。

※ **標準処理日数は、申請受付日の翌日から5日間です。（土日祝等の閉庁日及び書類の補正にかかる期間は除きます。）**